

発行所
白石市役所
企画審議室
白石市桜小路35
TEL(代) 2111
発行定日 每月15日
(売価 1部2円)

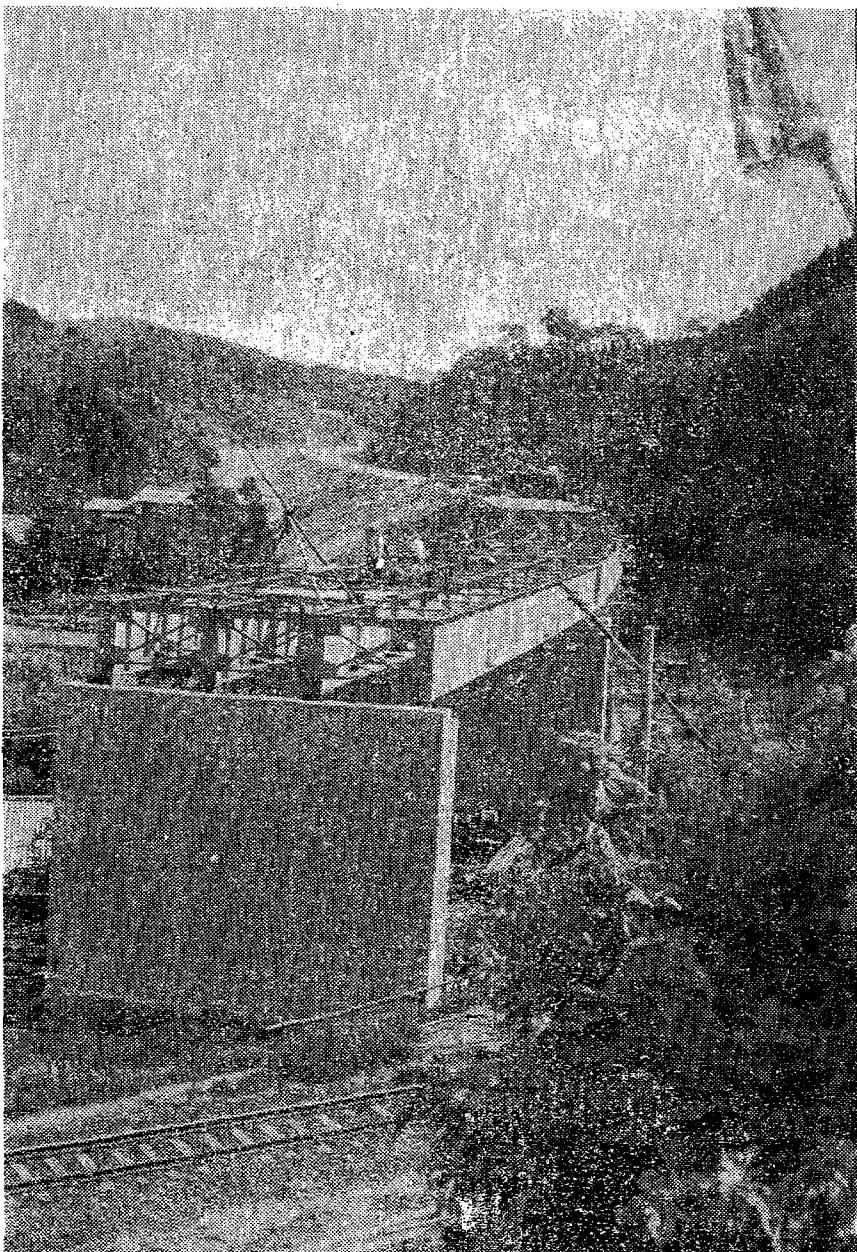


中毒に
ご注意

○○○○○ 完成間近い斎川新大橋 ○○○○○

一級国道四号線斎川地内に昨年から工事中の陸橋、斎川新大橋は総工費一億五千万円の巨費を投じ完成を急いでおります。この陸橋は東北にはめずらしいカーブ式橋架で長さ二二二米余、巾員一メートルの近代的な大橋であり、又観光地の一つになることでしょう。

(写真完成間近い斎川新大橋)



白石の商店は9月から用
3回(5、15、25)休み
ますからご協力ください

④ 指定数算未満の少量危険物、準危険物又は特殊可燃物の貯蔵及び取扱いの基準等その他火災予防上必要な事項を規定することを目的とする旨を明らかにします。

その他火災予防上必要事項として規定された第二章の避難管理及び第六章の難則は、委任事務条例（法との関連からみて、個別の法律により國又は他の方公共団体、その他の公団体からその普通地方公共団体に委任された事務）事としての第二章から第四までの規定と異り、地方治法第14条の規定によるところの行政事務条例（事の性質からみて、住民の

白石市火災予防 条例の解説

する趣旨のものであります。従つてこの規定は、危険物関係の規定と同様に火災によって重防上又は防衛上起きわめて重要な意義を有するもので、当市の火災による被災の消長を左右するものともいいうるものであります。

この条例で指定された場所については、日出後、日没前はもちろん、日出前又は日没後といえども、それが公開時間内又は従業時間内である限り、48時間以前の通告なしに本人の意思に反しても、立入及び検査が

〔前号よりつづき〕

第一条は、条例の一般的な例に従つてこの条例の目的を明らかにしたものであります。
すなわち、①、公開時間内又は、従業時間中である限り48時間以前の通告なし立入及び検査を行うことのできる場所の指定

②、火を使用する設備及びその使用に際し火災発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

③、火を使用する器具及びその使用に際し火災発生のおそれのある器具の取扱いの基準

④、指定数量未満

自由を制限し、侵害する
ことを内容とする事務、いわゆる権力的作用に属する
事務)としての性格を有するものであります。

第2条は、消防法に基づいて一般の立入及び検査の
要件が緩和される公衆の出入する場所、及び多数の者
が勤務する場所を指定したものです。

この立入及び検査は、あらゆる防火対象物のある場所についてその位置、構造等
設備又は管理の状況をあらかじめ検査することにより防火対象物の実態をつかみ
關係者に対する指導を行な

できることになります。
公衆の出入する場所のうち公開時間内である限り、日没後といえども、無通告の立入及び検査の対象となるものは次に掲げるものです。

**暴飲暴食は避
食**

夏の間、おとろえていた食欲が秋風と、ともに回復します。はじめると急に、ふとえてくるのが食中毒です。

食中毒は一年中発生しますが、やはり入梅期と秋の9月に多く毎年発生しております。このところ市内大腸菌群で中毒をおこしました。

越河の場合は多く発生し、四月で23名、中21名が中毒をおこし、

電話料金が変ります

.....9月30日から.....

- ◎仙台通話は最低7円でかけられます。
白石から「0222」をダイヤルして仙台へ直
接かける通話は30秒7円になります。
- ◎仙台以外への通話は3分を超える1分ごと
に合理的な料金になります。

新旧料金比較表(白石から)

局名	区分	1分	2分	3分	4分	5分
仙台	現在	円 35	35	35	70	70
	新料金	14	28	42	56	70
小原	現在	14	14	14	28	28
越河	新料金	15	15	15	20	25
北白川	現在	20	20	20	40	40
大河原	新料金	21	21	21	28	35
柴田	現在	30	30	30	60	60
角田	新料金	33	33	33	44	55
福島	現在	100	100	100	200	200
山形	新料金	120	120	120	160	160
東京	現在					
	新料金					

暴飲暴食は避けましょう

死滅しますが、毒素型のものは、熱で細菌そのものは死滅しますが毒素は簡易に

場であり生活の本拠でありますので家庭を中心としておりますので家庭は家族の憩いの場でもあります。また「としより」の福祉をはぐくむよう団らんのふん閑院づくりたいのです。又老人自身も社会に向かって強く元気に、長い経験をかして貢献されるよう委嘱するものであります。



住民登録は14日

以内に届出でください

住民登録法に違反した方は、どのような理由があつても、すべて裁判所に通知されますから次のことをよく知つて違反のないよう、ご注意ください。

違反者がでると当人も市役所でもいろいろと手数がかかり、又違反した方には500円以下の過料の処分をうけることになります。

◎違反とは……法律で次の届出は14日以内にすることになつておりますが、この期間を1日でもおくれますと違反者となれます。

転入届—これは他の市町村から引越しして来た場合の届出です。
転居届—これは同じ市内で住所を変更した場合の届出です。

変更届=これは世帯主がかわつたり世帯を新しくもうけた場合の届出です。

◎届のしかた……市役所（出張所、分室）に用意してある届用紙におかきになつて認印をし係に差し出してください。
くわしくおわかりにならない方は、お気軽に市役所、出張所、分室の住民登録係におなずねください。

昭和37年度産米の

収穫時期と収納

いよいよ37年産米の収穫時期に入つてしましました。昨年産米は刈入、収納前後の悪天候により、せつかくの豊作も、その品質が悪かったため、農家の方々は脱穀調整等非常に苦労されことをおもいうかべられます。

大巾な米価の値上がりにも収穫期の発芽が原因したことはご承知のことあります。35年産米の管内(白石市、刈田郡)平均手取米価(一俵当り)は四、〇四円となつており、これに36年産米の値上がり分を加えると四、二九六円となります。これに対し36年産米の実

質は四、一五五円(宮城県下平均四、二四三円)となつており實に農家平均手取米価で一四一円の損失となります。大巾な米価の値上がりにも収穫期の発芽が原因したことはご承知のことあります。35年産米の管内(白石市、刈田郡)平均手取米価(一俵当り)は四、〇四円となつており、これに36年産米の値上がり分を加えると四、二九六円となります。これに対し36年産米の実

◎ 昭和35・36年産米予約買入数及金額比較
(食糧事務所白石支所)

</div